

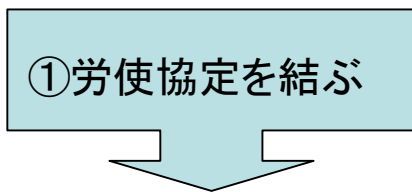
# 賃金の口座振込みの手続き

⇒賃金支払い5原則の通貨払い原則の例外として、銀行その他の金融機関に設けられる労働者の預金口座へ振り込むことができる。(労基則7条の2)

## ■賃金の口座振込みの要件

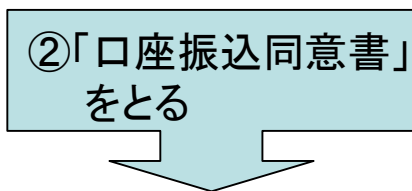
- ①労働者の同意があること
- ②労働者が指定する本人名義の預貯金等口座に振り込むこと
- ③振り込まれた賃金の全額が所定の賃金支払日に引き出しができること

## ■賃金の口座振込みの手続き



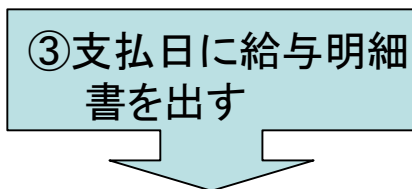
### 【協定事項】

- ・口座振込みの対象となる労働者の範囲
- ・口座振込みとなる賃金の範囲及び金額
- ・取扱金融機関の範囲
- ・口座振込み実施の開始時期



### 【同意書に記載する事項】

- ・口座振込みを希望する賃金の範囲及び金額
- ・指定する金融機関店舗名、預貯金の種類、口座番号等
- ・開始希望時期



### 【明細書の記載事項】

- ・基本給、手当その他賃金の種類ごとにその金額
- ・源泉徴収税額、社会保険料額などの賃金から控除した項目ごとにその金額
- ・口座振込みを行った金額

# 1.口座振込みに関する協定書

## 賃金の預金口座振込に関する協定書

株式会社〇〇〇〇と従業員代表〇〇〇〇とは、従業員の賃金の預金口座振込による支払方法に関し、以下のとおり協定する。

1. 会社は、従業員各人の同意を得て、本人の指定する預金口座に賃金を振り込むことができる。
2. 口座振込払いの対象とする賃金は、毎月の給料、賞与及び退職金とし、その金額は各従業員の申し出た額とする。
3. 会社は、各従業員の提出する「給与振込先届兼振込同意書」に基づき、本人の指定する金融機関の本人名義の預金口座へ賃金を振り込むものとする。
4. 従業員は、口座振込の対象金融機関を変更する場合は、振込を予定する日から30日以上前に会社に申し出るものとする。
5. 口座振込による賃金支払いは、平成 年 月 日以降実施する。
6. この協定は、平成 年 月 日から効力を生じ、労使双方のいずれかの代表者が60日前に破棄の通告をしない限り、効力を存続する。

以上

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

(印)

従業員代表

(印)

## 2.口座振込同意書

平成 年 月 日												
給与振込先届兼振込同意書												
(会社名) _____ 御中												
所 属		職 名										
氏 名	⑩											
<p>私は、給与・賞与の振込支給に同意し、振込先を下記の通り          ( 届け出 ・ 変更し ) ます。          注、該当する方に○をつけること。</p>												
金 融 機 関 名 称	銀 行	店 名	店 名	店 番 号								
	信託銀行 信用金庫 信用組合 その他											
口座番号 (右詰で 記入)	普通預金 その他 ( )	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>										
フリガナ 口座名義 (本人)												

注． 親族等であっても、本人以外の口座へは振込できません。  
 店番号は、確認できる場合のみ記入して下さい。

### 3.賃金控除に関する協定書

#### 賃金控除に関する協定書

〇〇〇〇株式会社と従業員代表〇〇〇〇とは、労働基準法第 24 条第 1 項但し書きに基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

#### 記

1. 会社は毎月〇日の賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
  - (1) 財形貯蓄積立金
  - (2) 生命・損害保険料
  - (3) 持株会拠出金
  - (4) 会社施設の利用代金
  - (5) 共済会費・親睦会費
  - (6) 会社借上げ社宅費
  - (7) 会社貸付金の返済金
2. 前記 (3)、(7) については、従業員の希望により賞与支払の際、または(1) から (7) について未払金を残したまま従業員が死亡または退職したときは、退職金支払の際、それぞれ控除することができる。
3. この協定は平成〇〇年〇〇月〇〇日から有効とする。
4. この協定は、いずれかの当事者が 30 日前に文書による破棄の通告をしない限り、効力を有するものとする。

以上

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_ 印

従業員代表 \_\_\_\_\_ 印